下田市立大賀茂小学校いじめ防止基本方針

令和８年４月１日

１　いじめ防止等の基本的な考え方

いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものである。ときにいじめは、児童の生命又は心身に重大な危険を生じさせる。そのため、本校では、いじめが起こりにくい人間関係を築き、学校や家庭・地域全体でいじめの未然防止に取り組むために、「いじめ防止基本方針」を策定した。

２　いじめ防止等のための校内組織

（１）名称

「いじめ対策委員会」

（２）構成員

校長・教頭・教務・養護教諭・生徒指導主任・SC･SSW・Ｐ代表

※状況に応じて学級担任を加える。

（３）役割

①いじめ防止基本方針の策定

②いじめの未然防止・早期発見

③いじめ事案に対する対応

３　いじめ防止等のための対策

（１）いじめの未然防止

教育活動全体を通じて、子供一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことができるように努める。また、わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加、活躍できる授業を工夫する。さらに、本校研修テーマ「対話を通して考え、主体的に学び合う子」の実践を通して、互いを認め合う雰囲気作りに努め、自己有用感を味わうことができるようにしていく。

道徳の学習において、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持てるよう指導する。

（２）いじめの早期発見・早期対応

（早期発見）

いじめの早期発見のために、在籍する児童に対して定期的な調査を実施する。

①全児童対象生活（いじめ調査項目含む）アンケート　各月実施

②「子どもを語る会」の実施

いじめ早期発見のために、全教職員で全児童を見るという意識を持つ。
①様子がおかしいと感じた児童、孤立化している児童を見かけたら、積極的に声かけをし、その様子について職員間で確実に報告を行い、情報を共有する。
②気になる児童について、カンファレンスシートを作成し、情報の引き継ぎを確実に行っていく。

いじめを訴えやすい機会や場を作り、子供や保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する。
①個別懇談の実施
②電話連絡や面談を使った家庭との相互連絡
③学校教育活動への地域住民の参加依頼推進
④いじめ相談窓口の周知徹底を図る。

インターネットなどを通じたいじめについての研修を深め、様々な問題に対応できるよう研修を進めていく。
①情報モラルに関する研修への参加、校内研修の実施を進めていく。
②携帯講座などを活用し、児童のネットトラブル防止への意識を高めていく。

（早期対応）
いじめ早期解決のために、「いじめ対策委員会」を中心に、全職員で問題解決にあたる。
①いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下すべての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の早期解決にあたる。
②情報収集を綿密に行い、事実確認をしたうえで、いじめられている児童の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる。

いじめ早期解決のために、家庭との連絡を密にする。
①いじめが起きた際には、家庭との連絡を確実に行い、学校側の情報を的確に伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。

（３）関係機関等との連携
①日頃から教育委員会や警察、相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応をする。

4　重大事態への対処
（１）重大事態が発生した場合には、速やかに下田市教育委員会に報告し、教育委員会の判断のもと、教育委員会、又は、学校内に組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、調査を行う。
（２）学校は、いじめを受けた子供及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。
（３）重大事態が発生した場合、学校は、調査結果をもとに、速やかに関係機関と連携して、事態の解決にあたる。